

# 円定期預金(一部解約可能型)＜愛称:パワーチョイス＞商品説明書

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名	円定期預金(一部解約可能型)＜愛称:パワーチョイス＞
2. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
3. 預入期間	1年、2年または3年(定型方式) ○満期日は原則として預入期間(年)に応じた、預入日の応当日とします。 ○預入日が月末日の場合には、預入期間に応じた、預入日の属する月の応当月の末日を満期日とします。 ○自動継続のお取り扱いはありません。
4. 預入方法・取扱通貨・最低預入金額・預入単位	(1)預入方法 一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。 (2)取扱通貨 円 (3)最低預入金額 100万円以上 (4)預入単位 1万円単位 ※新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)をご利用いただいた場合のみ1円単位となります。
5. 満期処理方法	自動解約型のみのお取扱いとなり、満期日に元金・利息ともお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金します。
6. 利息	(1)適用利率 ○預入時の店頭表示の利率(約定利率)を満期日まで適用します。 ○具体的な利率については、窓口または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。 (2)利払頻度・支払方法 ○満期日に一括して、上記 5. 記載の方法により支払います。 (3)計算方法 ○預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。
7. 満期日以降の利息	満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、円普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法については、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書をご参照ください。
8. 中途解約の取扱い	●預入日から預入日の3ヵ月後の応当日の前日まで(預入日が月末日の場合には、預入日が属する月の3ヵ月後の月の末日の前日まで)を中途解約停止期間とし、この期間中は原則として中途解約をすることはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて、中途解約停止期間中に解約する場合には、元本金額のみの払い戻しに応じます。 ●中途解約停止期間の経過後は、全部解約および一部解約のお取り扱いが可能です。一部解約は、元本金額1万円単位にて受け付けます。 ●中途解約停止期間の経過後、満期日前に解約(一部解約を含む。)する場合は、預入期間および預入日から解約日までの経過期間に応じ、以下の中途解約利率により計算した利息から税金を差し引いた金額とともに元本金額(一部解約の対象となる元本金額)を払い戻します。 預入期間が1年の場合 ・3ヵ月以上6ヵ月未満…解約日における普通預金の利率 ・6ヵ月以上1年未満 …約定利率×30% 預入期間が2年の場合 ・3ヵ月以上6ヵ月未満…解約日における普通預金の利率 ・6ヵ月以上1年未満 …約定利率×20% ・1年以上2年未満 …約定利率×30%

	<p>預入期間が3年の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヵ月以上6ヵ月未満・・・解約日における普通預金の利率</li> <li>・6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×10%</li> <li>・1年以上2年未満・・・約定利率×20%</li> <li>・2年以上3年未満・・・約定利率×30%</li> </ul> <p>※上記「普通預金の利率」は、パワーフレックス口座の円普通預金の適用利率のうち、金額階層『1円以上、100万円未満』に適用される利率とします。</p>
9. 預金保険	<p>預金保険の保護対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本 1,000 万円までとその利息のみが保護されます。</p>
10. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
11. 税金	<p>利息：源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。  詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。</p>
12. 当座貸越サービス	<p>この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。</p>